

## 平成27年度「東京都環境影響評価審議会」第1回総会 議事録

■日時 平成27年5月19日（火）午前10時00分～午後0時10分

■場所 都庁第一本庁舎北塔42階 特別会議室A

### ■出席委員

小島会長、片谷第一部会長、田中正 第二部会長、大塚委員、木村委員、輿水委員、小堀委員、坂本委員、谷川委員、寺島委員、中杉委員、西川委員、羽染委員、町田委員、守田委員

### ■議事内容

#### 1 答申

(1) 「(仮称)三田小山町西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスに係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

(2) 「(仮称)竹芝地区開発計画」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、電波障害及び景観に係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

(3) 「東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業（Y3）」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、生物・生態系及び廃棄物に係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

#### 2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

## 受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価書	・ 光が丘清掃工場建替事業	平成 27 年 3 月 26 日
	・ 大手町一丁目 2 地区開発事業	平成 27 年 4 月 6 日
2 事後調査報告書	・ 都市高速道路中央環状品川線（品川区八潮～目黒区青葉台間）建設事業（工事の施行中その 3）	平成 27 年 3 月 30 日
	・ 東京港臨海道路建設事業（工事の完了後）	平成 27 年 3 月 31 日
	・ イオン東久留米ショッピングセンター（仮称）建築事業（工事の完了後その 1）	平成 27 年 3 月 31 日
	・ ふじみ新ごみ処理施設整備事業（工事の完了後その 1）	平成 27 年 3 月 31 日
	・ 大田清掃工場整備事業（工事の施行中その 5）	平成 27 年 3 月 19 日
	・ 東京駅八重洲口開発事業（工事の完了後）	平成 27 年 3 月 26 日
	・ 大井ふ頭その 1 ・ その 2 間埋立事業（工事の施行中その 2）	平成 27 年 3 月 26 日
	・ 東日本旅客鉄道中央本線（三鷹～立川間）連続立体交差化及び複々線化事業（工事の施行中その 7）	平成 27 年 3 月 30 日
	・ 杉並清掃工場建替事業（工事の施行中その 2）	平成 27 年 3 月 30 日
	・ 京成電鉄押上線（押上駅～八広駅間）立体交差事業（工事の施行中その 2）	平成 27 年 4 月 16 日

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
3 変 更 届	・ 臨海部幹線道路建設事業及び臨海部開発土地区画整理事業	平成 27 年 3 月 26 日
	・ 中野西土地区画整理事業	平成 27 年 4 月 10 日
	・ 株式会社昭和石材工業所古里鉦業所採掘区域拡張事業	平成 27 年 4 月 27 日
	・ 二子玉川東地区第一種市街地再開発事業及び東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 125 号線建設事業	平成 27 年 4 月 30 日
	・ 福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業	平成 27 年 3 月 26 日
	・ 是政橋及び関連道路建設事業	平成 27 年 3 月 31 日
	・ 調布都市計画道路 3・2・6 号調布保谷線 三鷹都市計画道路 3・2・6 号調布保谷線 (調布市富士見町～三鷹市野崎間) 建設事業	平成 27 年 3 月 31 日
	・ 西東京都市計画道路 3・2・6 号調布保谷線 (西東京市東伏見～北町間) 建設事業	平成 27 年 3 月 31 日
	・ 三鷹都市計画道路 3・2・6 号調布保谷線 武蔵野都市計画道路 3・3・6 号調布保谷線 (三鷹市野崎～武蔵野市関前間) 建設事業	平成 27 年 3 月 31 日
	・ 東京急行電鉄東横線 (渋谷駅～代官山駅間) 地下化事業	平成 27 年 3 月 31 日
・ 豊洲新市場建設事業	平成 27 年 3 月 31 日	
4 着 工 届 (事後調査計画書)	・ (仮称) 虎ノ門 2-10 計画建設事業	平成 27 年 3 月 26 日

5 完 了 届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市高速道路中央環状品川線（品川区八潮～目黒区青葉台間）建設事業</li> </ul>	平成 27 年 3 月 23 日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯田橋駅西口地区市街地再開発ビル建設事業</li> </ul>	平成 27 年 3 月 26 日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・首都高速板橋足立線建設事業</li> </ul>	平成 27 年 3 月 30 日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)環二再開発（Ⅲ街区：虎ノ門街区）建設事業</li> </ul>	平成 27 年 3 月 30 日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京王電鉄京王線（柴崎駅～西調布駅間）及び同相模原線（調布駅～京王多摩川駅間）連続立体交差事業</li> </ul>	平成 27 年 3 月 31 日

# 平成27年度「東京都環境影響評価審議会」第1回総会

## 速 記 録

平成27年5月19日（火）

都庁第一本庁舎北塔42階 特別会議室A

(午前10時00分開会)

○佐藤アセスメント担当課長 定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

本日は、お忙しい中、御出席いただき、どうもありがとうございます。

事務局から御報告を申し上げます。

現在、委員21名のうち15名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

総会の開催に先立ちまして、事務局の幹部職員の異動がありましたので御報告いたします。

4月1日付で新たに設置されました政策調整担当部長に、鈴木が着任しております。本日ベルリンのほうに出張しております、失礼ながら欠席させていただいております。

また、オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長の岩谷が転出となり、新たに転入しました川道でございます。

○川道オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 皆様、おはようございます。

オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長に着任いたしました川道でございます。

オリンピック・パラリンピックアセスメントにつきましては、今年度、6月からいよいよオリンピックスタジアムを初めとしたアセスメント評価のほうに入ってまいります。アセスメント手続を円滑に進めますとともに、それを通じてオリンピック大会がより良いものになればいいなということで努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、平成27年度第1回総会の開催をお願いいたします。

本日は、傍聴の申し出がございますので、よろしく願いいたします。

○小島審議会会長 会議に入ります前に、本日、傍聴を希望する方がいます。「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人を30名程度とします。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入場、着席)

○小島審議会会長 傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構ですので、よろしく願いします。

ただいまから、平成27年度「東京都環境影響評価審議会」第1回総会を開催いたします。

本日の会議は、議事次第にありますように、答申3件に係る審議を行った後、受理報告を受けることにします。

まず、「(仮称)三田小山町西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第二部会で審議していただきました。その結果については、田中第二部会長から報告をいただきます。よろしくお願いいたします。

○田中（正）第二部会長 それでは、お手元の資料1をご覧ください。

初めに、部会でとりまとめました答申案文を事務局から朗読してください。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。資料1でございます。

平成27年5月19日

東京都環境影響評価審議会

会 長 小 島 圭 二 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 田中 正

「（仮称）三田小山町西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。  
おめくりいただきまして、2ページ、別紙でございます。

「（仮称）三田小山町西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案について

#### 第1 審議経過

本審議会では、平成26年12月25日に「（仮称）三田小山町西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

#### 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

## 【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大寄与濃度出現地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準も超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

## 【騒音・振動】

工事用車両及び関連車両の走行に伴う騒音の評価において、騒音レベルの増分はわずかであり、事業の実施による影響は小さいとしているが、計画地周辺の道路交通騒音は現状でも多くの地点で環境基準を超えていることから、より一層の環境保全のための措置を検討し、騒音による影響の低減に努めること。

## 【風環境】

- 1 風洞実験の予測結果では、防風植栽等により風環境が改善されるとしているが、計画建物周辺には歩道や公園等があることから、より一層の防風対策を検討すること。

また、事後調査において、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じること。

- 2 環境保全のための措置として、敷地内に防風フェンスを設置し歩行者への風の影響の低減に努めるとしているが、防風フェンスの形状等が不明確であることから、これを明らかにするとともに、その効果について分かりやすく説明すること。

## 【景観】

- 1 評価の結果において、河川沿いの遊歩道や広場・緑地帯の整備を行うことにより、評価の指標である「水と緑のネットワークを強化し、潤いのある景観形成を進める」を満足していることから、このことについて図を用いるなどより分かりやすく説明すること。
- 2 圧迫感の変化の程度において、北街区と比べて南街区を下げることにより、隣接する既存高層マンションを含め、それぞれの建物高さに緩やかな起伏のあるラインを形成し、計画地及び周辺の建物が長大な壁面とならないように配慮したとしているが、このことについて図を用いるなど分かりやすく説明すること。

## 【自然との触れ合い活動の場】

古川沿いに親水緑道を、南街区東側に公園を整備するとともに、古川から公園への連続的な機能を併せ持つ歩行空間を設け、水と緑に触れ合えるゆとりと賑わいの空間を創出する計画としていることから、水と緑のネットワーク機能の向上について図を用いるなどより分かりやすく説明すること。



## 【廃棄物】

- 1 建設工事に伴う建設廃棄物の再資源化率について、目標値を60%としているが、「東京都建設リサイクル推進計画」に基づき再資源化率を種類別にあらためて設定し、予測・評価すること。
- 2 工場の稼働に伴う産業廃棄物の排出量の予測において、金属くずのみを対象としているが、計画地内に存在する複数の既存工場が計画建築物に入居することも想定されることから、他の産業廃棄物の排出量、再資源化率等についても予測・評価すること。

## 【温室効果ガス】

施設の供用に伴う温室効果ガス排出量の予測条件について、類似事例として選定した建築物と計画建築物との類似性が不明確であることから、これを明らかにするとともに、必要に応じて予測・評価の見直しを行うこと。

以上でございます。

○田中（正）第二部会長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過につきまして御報告いたします。

本評価書案は、平成26年12月25日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案文としてとりまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民から8件の意見の提出がありました。また、関係区長である港区長から意見が提出されております。

これらの意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

また、都民の意見を聴く会では、4名の方から公述がございました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業は、港区三田一丁目の一部に位置する約2.5haの敷地において、住宅、店舗・事務所などからなる複合建築物を建設するもので、対象事業の種類は「高層建築物の新築」となっ

ております。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

はじめに、大気汚染に係る意見でございます。建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測において、最大寄与濃度出現地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準も超えていることから、環境保全のための措置を徹底するなど、大気質への影響の低減に努めることを求めるものでございます。

次に、風環境に対する意見です。計画建物周辺には歩道や公園等があることから、より一層の防風対策を検討するとともに、特に事後調査において防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じることなど、風環境に与える影響の低減に努めることを求めるものなど、2件でございます。

次に、景観についての意見です。計画建物周辺には河川沿いの遊歩道や広場・緑地帯の整備を行うことにより、評価の指標を満足していることから、このことについて図を用いるなど、より分かりやすく説明することを求めるものなど、2件でございます。

また、このほか、騒音・振動に対する意見が1件、自然との触れ合い活動の場に対する意見が1件、廃棄物に対する意見が2点、温室効果ガスに対する意見が1件でございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。これについて、御意見等はございますでしょうか。

○片谷第一部会長 事務局に質問させていただきたいのですが、廃棄物の項で、これは多分藤倉委員が指摘されたのだと思いますが、東京都の推進計画に基づく再資源化率という指摘はよく出てくるような気がするのですが、この件についての事業者への周知というのはどのようになっているのでしょうか。これはアセス部局の担当ではない話ですが、環境局の中だと思っておりますのでお尋ねいたします。

○宇山アセスメント担当課長 こちらは東京都の計画でございますが、ほかにも国のほうの計画もございますし、周知はされているとは思うのですが、ほかの案件でもございましたけれども、評価書案にするに当たって、ちょっと年度を間違えてしまうとか、数字のとり方を間違えてしまうとか、そこら辺でしっかり理解していただいていない部分があるので、最近幾つか続いたかと思いますが、一応周知はされているかと思いますが、単なる単純なミスではありますけれども、再資源化率というのは非常に重要なところでございますので、しっかり意見にしたということでございます。

○小島審議会会長 ありがとうございます。ほかに意見、質問等がございましたら、どうぞ。

○木村委員 この案件で、風環境の問題で第二部会でちょっと意見交換があったので、そのことを簡単に御紹介します。

この案件は、現地調査をしてみると、あの辺は高層ビルがたくさんできているので、現地の方は高層ビルができたときのビル風が、過去の例についてひどいということをよく認識していて、風環境のアセスがどこまで頼りになっているかということに、人によっては疑問を持っているということを私どもは感じました。

それに関連して議論したのですけれども、これは現在の予測指標そのものが一体どこまで妥当なのかということまで掘り下げて議論しないといけないのかなと。ただ、そういったときに、いいデータがないのですけれども、やはり事後調査でしっかり、割と短時間の強風、突風まで含めてしっかり観測されていれば、そういう事例をこの案件だけではなくて、今後しばらく集めることによって何か知恵が出てくるのではないかなと私は感じていて、第二部会の中の議論でも、何人かの方からもそういう意見が出たというふうに理解しております。

以上です。

○小島審議会会長 どうもありがとうございます。今、木村委員からコメントがありましたように、風環境の問題、特にこれに関する事後調査の重要性が大分、第二部会のほうで御検討されたようでありまして、その結果が今日のこの答申になっておりますということを御理解していただいた上で、ほかに何か意見がございましたら。よろしゅうございますか。

では、第二部会で大分熱心な御討議をいただいた内容でございますので、ほかに意見がないようでしたら、これをもちまして答申としたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○小島審議会会長 どうもありがとうございます。

それでは、答申のかがみを配付してください。

(「かがみ」を配付)

○小島審議会会長 それでは、答申の内容を読み上げてください。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

27東環審第4号

平成27年5月19日

東京都知事 外 添 要 一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小島圭二

「（仮称）三田小山町西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案について（答申）

平成26年12月25日付26環都環第489号（諮問第434号）で諮問のあったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は、先ほど読み上げさせていただいたとおりでございます。

以上でございます。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま朗読していただきましたとおり知事に答申したいと思います。

では、次の案件に入らせていただきます。「（仮称）竹芝地区開発計画」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この件につきましても、第二部会で審議してもらいましたので、田中第二部会長から報告をよろしくお願ひします。

○田中（正）第二部会長 それでは、お手元の資料2をご覧ください。初めに、部会でとりまとめました答申案文を事務局から朗読してください。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、6ページ、資料2を読み上げさせていただきます。

平成27年5月19日

東京都環境影響評価審議会

会長 小島圭二 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 田中 正

「（仮称）竹芝地区開発計画」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

7ページ、別紙でございます。

## 「（仮称）竹芝地区開発計画」に係る環境影響評価書案について

### 第1 審議経過

本審議会では、平成26年12月25日に「（仮称）竹芝地区開発計画」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は9ページでございます。

### 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

#### 【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大寄与濃度出現地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準も超えていることから、環境保全のための措置を徹底するなど、大気質への影響のより一層の低減に努めること。

#### 【騒音・振動】

- 1 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の評価において、騒音レベルの増分は小さいため影響はわずかであるとしているが、現状においても環境基準を超過している地点があることから、より一層の環境保全のための措置を検討し、騒音の低減に努めること。
- 2 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の予測において、一部の予測地点では、近接する幹線道路の影響を強く受けていることから、予測対象道路以外の騒音・振動レベルを設定し、増減レベルの算定において考慮したとしている。

その際、予測対象道路以外の騒音・振動レベルに現地調査結果を用いているが、現地調査結果を用いる根拠が不明確であることから、実際の幹線道路の自動車交通量に基づき、あらためて予測・評価すること。

#### 【電波障害】

地上デジタル放送の遮蔽障害の予測範囲について、広域局と県域局の障害地域を同一と

予測しているが、広域局と県域局におけるテレビ電波の送信状況が異なることから、障害地域が同一となる理由を明らかにするとともに、必要に応じて予測・評価の見直しを行うこと。

#### 【景観】

本施設の建設に合わせ、浜松町駅から旧芝離宮恩賜公園の北側を通り、計画地を經由して竹芝ふ頭へとつながる歩行者デッキが計画されており、内陸部と臨海部を結ぶ重要な歩行者動線となることが想定される。

このことから、これら歩行者動線において、庭園の緑との調和や道路景観にも配慮した緑化計画となるよう検討すること。

以上でございます。

○田中（正）第二部会長 ありがとうございます。それでは、審議の経過について御報告いたします。

本評価書案は、平成26年12月25日に当審議会に諮問され、第二部に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案文としてとりまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民から1件の意見の提出がありました。また、関係区長である港区長及び中央区長から意見が提出されております。

これらの意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会につきましては、都民からの公述の申し出がなかったため、開催いたしませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業は、港区海岸一丁目の一部に位置する約1.5haの敷地において、オフィス、展示場、住宅、店舗などからなる複合建築物を建設するもので、対象事業の種類は「高層建築物の新築」となっております。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

初めに、大気汚染についての意見でございます。建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測において、最大寄与濃度出現地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準も超えていることから、環境保全のための措置を徹底するなど、大気質への影響の低減に努めることを求めるものでございます。

また、騒音・振動に対する意見ですが、計画地周辺の道路交通騒音は現状でも環境基準を超えていることから、工事用車両の走行に当たってはより一層環境保全の措置を徹底するなど、騒音による影響の低減に努めることを求めるものなど、2件でございます。

このほか、電波障害に対する意見が1件、景観に対する意見が1件でございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○小島審議会会長 ただいまの報告について、何か御意見等はございますでしょうか。

特に意見はございませんようですので、これも第二部会で十分審査していただいた結果の報告でございます。ということで、この件につきまして答申としたいと思いますが、これについて特に御異存はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうで答申のかがみを配付してください。

(「かがみ」を配付)

○小島審議会会長 それでは、答申の朗読をよろしくお願いします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

27東環審第5号

平成27年5月19日

東京都知事 外 添 要 一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 小 島 圭 二

「(仮称)竹芝地区開発計画」環境影響評価書案について(答申)

平成26年12月25日付26環都環第490号(諮問第435号)で諮問のあったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は、読み上げさせていただいたとおりでございます。

以上でございます。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま朗読いたしましたとおり、知事に答申することになります。

次の案件に移ります。「東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業(Y3)」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件は第一部会で審議してもらいました。その結果について、片谷第一部会長から報告をよろしくお願ひします。

○片谷第一部会長 それでは、本日の資料の10ページ、資料3をご覧ください。初めに、部会でとりまとめました答申案文につきまして、事務局から読み上げていただきます。よろしくお願ひします。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、資料3を読み上げさせていただきます。

平成27年5月19日

東京都環境影響評価審議会

会 長 小 島 圭 二 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 片谷 教孝

「東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業(Y3)」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙は11ページになります。

「東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業(Y3)」に係る環境影響評価書案について

#### 第1 審議経過

本審議会では、平成26年11月27日に「東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業(Y3)」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。



その審議経過は付表のとおりである。

付表は13ページのとおりです。

## 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

### 【大気汚染】

- 1 工事の施行中及び工事の完了後の予測において、車種別排出係数などの予測条件等を設定した根拠が不明確なものもあることから、これらを選択した理由について、その特徴を示すなどして明らかにするとともに、必要に応じて見直しを検討すること。
- 2 工事の施行中及び工事の完了後の評価において、最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高いことから、環境保全の措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

12ページをお願いします。

### 【騒音・振動】

工事用車両及び利用車両の走行に伴う道路交通騒音について、騒音レベルの増分はわずかであるため、影響は小さいとしているが、計画地周辺の道路交通騒音は現状でも多くの地点で環境基準を超えていることから、より一層の環境保全のための措置を検討し、道路交通騒音による環境負荷の低減に努めること。

### 【水質汚濁】

工事の施行中における解析解による濁り(SS)の予測は、グラブ浚渫船のSS発生原単位や汚濁防止膜等によるSS除去率など、前提条件による予測の不確実性が想定される。

このことから、事後調査を確実にかつ適切に行い、その結果によっては、必要に応じて新たな汚濁防止対策をとること。

### 【生物・生態系】

船舶からのバラスト水による生物・生態系への影響が考えられることから、これを防止するための環境保全措置について、「船舶バラスト水規制管理条約」の発効及び「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の改正等の動向も踏まえ、記述すること。

### 【廃棄物】

建設廃棄物及び建設発生土について再資源化等を図るとしているが、それらの再資源化率等について具体的に示されていないことから、「東京都建設リサイクル推進計画」における目標値を踏まえ再資源化率を設定すること。

13ページが付表です。

以上です。

○片谷第一部長 ありがとうございます。では、本件の審議の経過について御報告をさせていただきます。

本件の評価書案は、先ほどの審議経過の付表にございましたように、平成26年11月27日に当審議会に諮問されまして、第一部会に付託されました。それ以降、まず本年2月に現地調査、これは雨で大変寒い日で、委員だけではなくて事務局や事業者の皆さんも大変御苦勞のあった現地視察でございましたが、無事に終了いたしました。その後、2回部会が開催されまして審議を行いまして、今読み上げていただきましたような答申案文としてとりまとめたという経緯でございます。

この間、この本評価書案に対します都民から意見書の提出は3件ございました。それから、関係区長の港区長、江東区長、大田区長からの意見も提出されております。

これらの意見については、見解書において事業者の見解が示されているところであります。

さらに、都民の意見を聴く会が4月に開催されておりますが、3名の都民の方から公述がございました。

この件の審議に当たりましては、それらの意見の内容も踏まえまして審議をいたしました結果、この評価書案における現況調査、予測及び評価は、東京都環境影響評価技術指針におおむね沿って行われたものであると認められましたけれども、最終的な評価書の作成に当たっては、より一層、関係住民等が理解しやすいものにすることと、それから先ほど読み上げていただいた幾つかの点について留意するように求めるということにいたしました。

実は、この事業は中央防波堤の外側の埋立地にコンテナふ頭を建設するという事業でございまして、さらにY3という名前から御理解いただけますように、既に先行する事業が2つ動いているものでございます。この評価書案では、その2つの事業も含めて全体の影響を予測、評価するというスタイルでやられておりまして、事業者が同一であるからということもございますけれども、その点は配慮が十分なされたアセスであるというふうに言ってよろしいかと思えます。

なお、コンテナふ頭と関連する臨港交通施設を整備する事業でございしますが、対象事業の

種類としては「ふ頭の新設」ということでございます。

それから、埋め立てが先に行われておりまして、もう10年ほど前に埋め立ては完了して、そこにコンテナふ頭を設置するという事業で、人工的につくられた土地であるわけでございますけれども、10年たっても埋立地に一種の自然環境ができていような状況の事業用地でございますので、従いまして、生物・生態系も含めた予測・評価が行われて、それに対する意見を出している。そういう経緯でございます。

では、答申の個別の事項につきまして、若干補足の説明をさせていただきます。

大気汚染は本件の寄与率が高いために、より一層の環境保全のための措置について検討するという指摘が1点ございまして、これは騒音・振動と共通といたしますか、同じような趣旨の指摘でございます。

もう一点は、排出係数の設定が根拠が不明確であったということで、それを明確にするように求める。場合によっては見直しの検討を求めるという趣旨でございます。

廃棄物は、先ほどの私が質問を申し上げたこととも関わるのですけれども、再資源化率の数値が具体的に示されていないということで、これを明確にすることを求めています。

水質は、工事中のSSの問題。それから、生物・生態系は、船舶が排出するバラスト水に関する条約や法規の改正が予定されていることも踏まえて、それに対する記載を求める。そういう内容でございます。

以上で、私からの報告は終わります。

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの報告につきまして御意見がございましたら、どうぞ。

○中杉委員 2件ございます。土壌汚染について選定しないという、これはこれで結構だと思うのですが、この工事で土壌を運び出すとき、これは多分浚渫で埋め立てた土地だと思いますので、自然由来の汚染がある可能性がありますので、そこら辺は十分留意をしていただく。運び出すところはどこへ運び出すかということですね。そういうことを事業者のほうにお願いしておいてください。

もう1件は、バラスト水の話ですが、これは生物・生態系ということになっているのですけれども、生物・生態系でよろしいかと思っておりますけれども、実は水質汚濁も共通としていってもよろしいのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○佐藤アセスメント担当課長 まず、廃棄物、浚渫土につきましては、事業者のほうに明確に伝えます。

バラスト水ですけれども、確かに中杉委員のおっしゃったように、汚染物質の話もありますので、水質汚濁との共通意見にするかどうかにつきまして、小堀委員、共通意見ということでもよろしいでしょうか。

○小堀委員 ちょっと違和感があります。海の生態系というのは必ずしもクローズではなくて、それから主に外来種の問題で、今、大変大きな生物多様性の危機の一つになっていますので、そういう意味では別にしたほうがこの点がより強調されるのではないかなと思います。

○小島審議会会長 ありがとうございます。何かありますか。

○中杉委員 バラスト水は、外来種の話ではあるのですけれども、外来種をあれするとき、バラスト水を排出するときに殺生物剤を入れるんですよ。殺生物剤を入れて生物を殺してからバラスト水を出すという形になるので、そのときに殺生物剤を使ったことによって塩水汚染を起こしてという問題が別にありますので、それも含めて水質汚濁というのを入れてもいいのではないかという意味合いで申し上げました。

○小堀委員 先生の趣旨はよく理解できました。

○小島審議会会長 ありがとうございます。今のは水質汚濁に1項加えるか、あるいは生物・生態系の中で両方共通項としていくかという御意見でございますが、これについて事務局のほうではどういうふうに扱ったら良さそう御意見はございますか。

○佐藤アセスメント担当課長 確かに、生物・生態系のこの文言ですと、なかなかこれで水質汚濁と共通するのは難しいのかなと思いますので、文言等の修正を考えまして、共通意見にするか、あるいは水質汚濁のほうにバラスト水の文言を入れるか、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○小島審議会会長 では、そのようによろしくお願いいたします。

ほかにございますか。

それでは、どうもありがとうございました。今の点の修正も事務局にお任せしてよろしゅうございますか。

○佐藤アセスメント担当課長 お任せいただければと思います。

○小島審議会会長 では、事務局案として、今の意見を十分踏まえた上での表現にしていただければよろしいと思います。どうぞ。

○中杉委員 私が言い出しっぺですが、これはどっちがいいかということでお諮りしているので、あえて入れるべきだというふうに主張しているわけではございませんので、このままで結構だと思います。そういう問題がありますということで、そうしてはどうであろうかと

いう提案でございますので、そういうふうにならなければいけないという意味合いで申し上げているわけではございませんので、このままでも結構かと思えます。

○小島審議会会長　そういうことでと、余計、事務局にどちらの表現のほうが分かりやすい、あるいは適切かということで判断していただいて、後を任せると。

○佐藤アセスメント担当課長　では、今、中杉委員から御意見がありましたけれども、文言はこのままで、ただ事業者にはバラスト水につきましては水質汚濁の件もあるのでということを実に伝えたいと思います。

○小島審議会会長　それでよろしゅうございますか。どうぞ。

○小堀委員　余談になるかもしれませんが、アセスをするとき、環境の問題というのは、対策をするとやはりトレードオフの関係があると思うんですね。そこら辺のことを今後バラスト水に関する事について、水質への影響と生物というので、そこら辺の問題というのをアセスとしては総合的に考えるということが必要なのかなと感じました。

○小島審議会会長　船舶バラスト水規制管理条約等々の変更というのが文言の中に入りますから、こういうことも踏まえて、今後今の御意見のようなことにもきちんに対応していくというような行き方でよろしゅうございますかね。

では、そういうことでお願いいたします。

ほかにございますか。

ほかに特に御意見はないようです。これを答申としたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○小島審議会会長　ありがとうございます。

それでは、かがみを配付してください。

(「かがみ」を配付)

○小島審議会会長　朗読をよろしくお願いします。

○佐藤アセスメント担当課長　それでは、読み上げます。

27東環審第3号

平成27年5月19日

東京都知事　外　添　要　一　殿

東京都環境影響評価審議会

会長　小　島　圭　二

「東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業(Y3)」環境影響評価書案について（答申）

平成26年11月27日付26環都環第425号（諮問第432号）で諮問のあったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は、先ほど読み上げたとおりでございます。

以上です。

○小島審議会会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのとおり知事に答申することになります。

次の議題、受理関係に移ります。では、受理関係を一括して、事務局から報告をよろしくお願いします。

○佐藤アセスメント担当課長 受理関係について御報告いたします。本日の資料の14ページ、資料4をご覧ください。

環境影響評価書2件、事後調査報告書10件、変更届11件、着工届1件、完了届5件を受理しております。

それでは、受理報告につきましては、担当のほうから御説明させていただきます。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、御説明をさせていただきます。こちらは14、15ページをご覧くださいましたとおり、52ページあるのですけれども、今までないぐらいのかなりのボリュームになりますので、なるべく丁寧に御説明しつつ、全部読んでいったりすると時間がかかってしまいますので、かいつまんで大事なところを中心に御説明させていただきたいと思っております。

まず16ページ、「光が丘清掃工場建替事業」の審査意見書と評価書との関連ということで御説明させていただきます。

まず、大気汚染です。こちらは、建設機械の稼働に伴う大気汚染につきまして、環境基準を下回るとしているのですけれども、寄与率が最大約3割となるので、保全措置を徹底するなど、より一層の低減に努めることという意見に対しまして、評価書におきましては、建設機械について集中稼働しないよう工事内容の平準化、機械の効率的な稼働に努めることなどを追記してございます。

それから、騒音・振動は2点ございまして、まず1つ目が道路交通騒音が環境基準を既に超えている地点もあるので、より一層の騒音の低減に努めることという意見に対しまして、評

評価書では、工事用車両については特定の時間に集中しないよう計画する。それから、清掃車両、工事用車両も共通ですけれども、不要な空ぶかしの防止やアイドリングストップの注意喚起に努めるなどといった保全措置を追記をしてございます。

それから、2番目、施設の稼働に伴う騒音ですけれども、規制基準を下回るとしているのですが、周辺にはやや高いマンション等もございまして、より一層の騒音低減に努めることという意見に対しまして、評価書では、施設の稼働に伴う騒音の低減を図るために、電動機等の工場設備・機器について可能な限り低騒音型のものを採用する。それから、点検・整備を徹底するといったことが追記をしてございます。

それから、17ページ、土壤汚染ですけれども、こちらは現況調査について、土地利用の履歴における計画地の状況と土壤汚染状況調査において選択された対象項目との関連性、これがまず1つですね。それからもう一つ、土壤試料の採取の状況、これらが不明確なので、それを明らかにすること。それから、計画地周辺の既存の地下水質測定結果を含めて、土壤汚染の状況を分かりやすく説明することという意見に対しまして、まず土地利用の利益の調査結果として、米軍の住宅地の写真を追加して、有害物質を扱っていないといったことを明記するとともに、分析項目の選定理由を追記をしてございます。それから、土壤試料の採取方法については、5地点混合方式や深さ、そういったものを具体的に記載をしてございます。それから、土壤汚染の状況については、既存の地下水質の調査結果も示すとともに、計画地内の地下水の状況について考察を記載してございます。

最後、景観ですけれども、こちらは計画地西側は既存樹木により良好な景観を有しているのですけれども、今、改変の可能性もあるということで、そういったものをどう残していくか、代替していくかということについて具体的に書くことという意見に対しまして、評価書では、既存樹木の伐採を行う場合は同様の植栽を施すといったことを追記をしてございます。

続きまして、「大手町一丁目2地区開発事業」でございまして、まず、大気汚染ですけれども、こちらでも建設機械の稼働に伴う大気汚染について、寄与率が高い上に環境基準も超えているので、より一層の保全措置を検討することという意見に対しまして、評価書では建設機械の整備・点検を徹底する。それから、散水の実施や粉じん飛散防止シートの設置をする。それから、住民の問い合わせ窓口を設置するなどといった保全措置を追加してございます。

それから、騒音・振動、史跡・文化財共通として、将門塚というのが南側にあるのですけれども、そちらで振動レベルの最大値67dBが出ると予測されているので、建設機械の稼働に伴う振動の低減に努めるとともに、より一層の保全措置を検討することという意見に対しま

して、評価書では低振動工法の選択や建設機械の配置への配慮等を行うといったことを追記してございます。

それから、騒音・振動につきましては、北側の区道においては、現状においても道路交通騒音レベルが環境基準を超えているということで、より一層の保全措置を検討することという意見に対しまして、工事用車両について関係機関と十分協議をして、周辺の交通渋滞の防止等に努めるといったことを追記してございます。

それから、景観につきましては、こちらは皇居のすぐ隣、道路を挟んだ向かいということで、皇居の水や緑と調和した風格ある都市景観の形成が求められているので、外壁の形状ですとか、材質や色彩について明らかにして予測・評価に反映させること、それから計画地西側に予定している大規模なオープンスペース・緑化空間について、記述が少なかったので、より具体的に記述することという意見に対しまして、いずれも外壁の形状や色彩等についての図を追加しまして、それからオープンスペース・緑化空間についても図を追加しました。その上で、いろいろなページに図を追加しまして、最終的にはそれらを予測・評価に反映したりですとか、より具体的な、中段に記載がありますとおり、高木種、低木種、草本類を組み合わせた森を形成する植栽を行うといった、具体的な記述がなされてございます。

2番目、高木を植栽することによって圧迫感の軽減を図るとしているのですけれども、そこからは適切なイメージ図を作成するとともに、さらなる圧迫感軽減の方策について記述することという意見に対しまして、こちらは評価書においては樹冠による圧迫感軽減のイメージ図を追加してございます。それから、さらなる軽減の方策として、高層部と低層部をデザインを切り替えて、長大な壁面としないですとか、低層部をガラスやピロティを基調としたデザインにすることで、軽やかな足元空間を創出するといったことを追記してございます。

最後、史跡・文化財でございます。こちらは皇居にも近いということで、周知されていない埋蔵文化財が存在する可能性が高いので、地下構造物の解体に当たっては慎重に作業を行うこと、また、未周知の埋蔵文化財が確認された場合には、地元教育委員会等の指示に従うことという意見に対しまして、こちらは地下構造物の解体に当たっては慎重に作業を行い、また新たな埋蔵文化財を確認した場合には、千代田区の教育委員会等関係機関と協議を行うことを追記してございます。

続きまして、事後調査報告書のほうに参りたいと思います。まず、20ページ、「都市高速道路中央環状品川線（品川区八潮～目黒区青葉台間）建設事業」ということで、こちらは皆様も御存じかと思いますがけれども、先日、中央環状線が全線つながったということで、大橋



ジャンクションの目黒区青葉台から大井ジャンクションの品川区八潮まで約9.4kmの事業でございます。こちらは、工事は平成18年度から平成26年度までありまして、平成27年3月7日に供用を開始しております。

工事の施行中その3ということで、項目は地盤と廃棄物でございます。

まず、地盤につきましては、(1)掘削工事及びトンネル工事に係る地盤（地下水の水位）ということで、工事の施行中における地下水の低下量は、五反田出入口周辺において最大1.145m、五反田換気所周辺において最大4.484mの低下が確認されましたけれども、こちらは原因は掘削底面からの湧水と推測できるということですが、工事に際しては、極力湧水が出ないように努めるとともに、工事完了後には透水性の高い良質な砂で埋め戻すことや、復水（リチャージウエル）することによって、躯体完了後の観測結果によれば、ほぼ掘削工事着手前の水位に回復したとしてございます。

地盤沈下におきましても、沈下量につきましては、それぞれ2mm、8mmということで確認されておりますけれども、こちらも躯体完了後の観測結果では、ほぼ-5mm～-8mmで安定傾向にあるとしてございます。

続きまして、廃棄物でございます。建設発生土、建設汚泥、アスファルト・コンクリート塊の予測と事後調査結果の記載がございますけれども、建設発生土が予測より事後調査のほうが多くなりまして、汚泥が予測より事後調査のほうが少なくなったということで、もともとトンネル工事で発生が想定された建設汚泥が余り水を含んでいなかったということで、建設発生土として発生したことから予測と異なりましたが、発生土と汚泥の合計をみると、ほぼ同程度であったとしてございます。それから、これら全て再利用・再資源化率につきましては100%ということでございます。

それから、苦情ですけれども、地盤、地下水の水位に関する苦情が1件ありましたが、地下水水位の測定結果を提示して、大きな変化がないということを示した結果、御理解を得たということでございます。

おめくりいただきまして、22ページ、「東京港臨海道路建設事業」でございます。こちらは、先ほどのY3がございましたけれども、あちらの中央防波堤外側埋立地を通るゲートブリッジを含む道路でございます。

平成5年度から平成23年度まで工事を行いまして、既に工事は完了してございます。

項目は、記載の10項目でございます。

まず、大気汚染ですけれども、利用車両の走行による濃度ということで、二酸化いおう、

一酸化炭素については両方下回ったということ。それから、二酸化窒素については、一部上回っておりますけれども、理由としましては、想定よりも大型車の交通量が増加したこと、それからバッググラウンド濃度も予測より高かったこと、それから放射冷却の影響により一部空気の流れが停滞したことなどによって、日平均値の最高値が上がってしまったことが考えられるということでございます。

続きまして、騒音でございます。こちらでも利用車両の走行による騒音でございます、こちらについては予測結果を上回っております。こちらでも先ほどと同じく、大型車の交通量の増加が影響した可能性が考えられるとしてございます。

続きまして23ページ、水質汚濁でございます。構造物の出現が周辺海域の水質に及ぼす影響ということで、COD濃度につきましては、6.0 mg/L～6.3mg/Lということで、評価書の予測結果とおおむね同程度であって、計画路線が出現したことによるCOD濃度の変化はほとんどなく、影響は少ないとしてございます。

続きまして、7番、陸上動物でございます。計画路線の構造物の設置による鳥類の生息環境の変化及び生息状況の変化の程度ということで、こちらは中央防波堤の周辺はもともと自然環境としてはよくない状況だったのですけれども、かなり長い間、事業をやっている間に、事後調査においては、換気所周辺にも新たな植栽を施されたり、中央防波堤内側の埋立地は、海の森ということで大分植樹をされている。それから、若洲の海浜公園等ができて、かなり緑豊かな状況ができたということで、全調査地点で陸上性の鳥類にとって良好な環境変化が見られたとしてございます。確認種数、注目種については、ほぼ同程度であったということでございます。

おめくりいただきまして24ページ、景観でございます。計画路線の構造物の設置による地域景観の特性の変化、それから代表的な眺望地点からの眺望の変化、圧迫感の状況の変化でございます。

主に2つ、換気所と橋梁、ゲートブリッジが出現したのですけれども、ゲートブリッジにつきましては東京湾におけるランドマークになっているということでございます。それから、換気所につきましては、色彩ですとか形状は周辺の港湾施設等と同様のものですので、調和していて、地域景観の変化は見られないとしてございます。

苦情につきましては、こちらは無しとなっております。

続きまして25ページ、「イオン東久留米ショッピングセンター（仮称）建設計画」でございます。こちらは、東久留米市に新しく作ったイオンのショッピングセンターでございます。

て、工事期間は平成24年4月から25年3月、平成25年4月にもう既に開店しているものでございます。

工事の完了後その1。

項目につきましては、記載の9項目でございます。

まず1番、大気汚染ですけれども、(1)として駐車場利用車両ですね。(2)(3)とございますけれども、全て予測結果を下回ってございます。理由としては、バググラウンド濃度が想定より低かったということが記載をしてございます。

続きまして26ページ、騒音・振動でございます。(1)駐車場利用車両の走行に伴う駐車場の騒音ということで、駐車場の騒音レベルにつきましては、昼間52dB、夜間47dBで、予測結果を上回っておりまして、夜間については環境基準を上回っている状況でございます。予測環境基準を上回った理由としましては、調査地点周辺における騒音は、道路交通騒音が支配的であって、五小通り等の交通量が当初より増えたこと、それからもともと未供用であった道路が供用されて、こちらは駐車場利用車両の騒音なので、そういった道路交通騒音が含まれていなかったもので、そちらの影響が考えられるとしてございます。

続きまして、3番、地盤でございます。掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度ということで、掘削工事前と供用開始後の地盤高の差は-10mm～+7mmであり、予測結果と同様に地盤の変形はなかったものと考えられるとしてございます。

4番、水循環。こちらは地下構造物の存在による地下水の変化の程度ということで、地下水位はA. P. 約+55m～A. P. +52mであって、予測時の最高水位から最低水位の範囲であり、平均水位も著しい変化がないことから、予測結果と同様に、地下水への影響は生じていないものと考えられるとしてございます。

続きまして27ページ、8番、廃棄物でございます。施設の供用に伴う廃棄物の年間排出量ということで、廃棄物の発生量は1,680.01t/年ということで、予測結果を大きく上回ってございます。資源化率につきましては、サーマルリサイクルや飼料化に努めたことによって約100%です。一部0.何%できなかったものはありますけれども、ほとんど再利用したということでございます。

こちらは、予測結果を上回った理由としては、予測では類似店舗の実績から、類似店舗の原単位を使って予測をしたのですけれども、こちらのイオンの計画店舗におきましては、調理済みの惣菜に特化した商品展開を行ったことによって、調理に伴う一般雑芥、生ごみ等の廃棄物、それから商品の容器ですね、プラスチック、それから包装材、段ボール等も含めて

ですけれども、そういったものが増加したことで、あと類似事例につきましては平年度の原単位を用いていたので、こちらはオープン直後の1年ということもあって、需要量を多目に見積もって多目に納品されて、そういったことも原因として考えられるとさせていただきます。

9番、温室効果ガス。施設の供用に伴うエネルギーの使用による温室効果ガスの排出量及びその削減の程度でございます。二酸化炭素の年間排出量は6,155t-CO<sub>2</sub>/年で、予測結果を下回り、削減量は5,211t-CO<sub>2</sub>/年で、予測結果を上回っております。二酸化炭素排出量が予測結果を下回った理由としましては、BEMSの導入によって熱源施設の効率的な運転管理ができた効果が大きいとさせていただきます。

苦情ですけれども、こちらは車両の路上待機2件、交通渋滞1件、生活道路への車両の進入9件、騒音に関して6件の苦情があったということです。こちらに対しては、車両の誘導や交通誘導員の増員、防音壁の設置等の対応を行って、おおむねもう苦情はなくなったということですけれども、ただ生活道路への車両の進入に関する苦情が開店当初は多く寄せられて、それについても対策をとって、減少はしているのですけれども、まれに苦情があるので、こちらについては継続して誠意を持って対応しているということでございます。

おめぐりいただきまして28ページ、「ふじみ新ごみ処理施設整備事業」でございます。こちらは、三鷹市と調布市がつくる一部事務組合で整備したごみの焼却施設でございます。処理能力は約288t/日、平成25年度に既に供用開始をしております。

工事の完了後その1ということで、項目については記載の8項目でございます。

まず1番、大気汚染ですけれども、こちらはほぼ全ての項目、おおむね同程度かやや上回ったという状況ですけれども、ほとんど同程度か下回ったということでございます。

29ページ、悪臭ですけれども、(1)工場棟のプラットホーム付近等から漏洩する悪臭ということで、事後調査結果は10未満～12（臭気指数）であって、1地点を除き同程度でありましたけれども、St.1については12であったということで、その理由については工場のごみのおいではなくて、その調査地点の周辺の植栽由来の植物臭であったということでございます。

それから、3番、騒音・振動でございます。(1)施設の稼働に伴う工場・事業場の騒音レベルということで、各時間区分における事後調査結果は52dB～57dBであって、予測結果を上回ったと。それから、St.2の夜間においては規制基準を上回ったとしておりますけれども、こちらは上回ってしまった理由としては、ちょうど施設の真南、もうすぐ接して東八道路というかなり交通量の多いところに通っていて、工場の騒音自体は定常音なのですけれども、実際にはこちらの東八道路の音がほとんど支配的ということで、それから西側にも三鷹通りと

いう交通量の多い通りが通っているので、そちらの影響が考えられるとしてございます。

苦情等については、特段、ごみ処理施設の騒音ということで苦情等はありません。

それから、4番、地盤でございます。地盤沈下の範囲及び程度ということで、こちらは工事完了から1年後の事後調査結果は、平成20年と比べて-6 mm～+2mmということで、地盤の低下はほとんど見られず、おおむね安定しているとしてございます。

おめくりいただきまして、5番、水循環。地下水の水位でございます。こちらも、工事完了後から1年後までの事後調査結果は、おおむね45 m～48m(T.P)であって、全ての地点において工事前の地下水水位の変動の範囲内ということで、大きな影響を与えていないとしてございます。

最後、一番下、苦情でございます。日影に関する苦情が1件ありましたが、当該苦情については、冬至日の朝の1日20分程度、日がちょっとかかってしまうということで、理解を得るようには協議を続けているということでございます。それから、電波障害の苦情が平成23年11月までに15件ございましたが、ケーブルテレビによる受信対策を実施したことにより、既に解消しているということでございます。

○佐藤アセスメント担当課長 続きまして、31ページ、「大田清掃工場整備事業」の事後調査報告になります。事業の種類は廃棄物処理施設の設置ということで、今回、工事の施行中その5になります。

調査項目・事項ですが、騒音・振動、土壌汚染、廃棄物になります。

まず、騒音・振動ですが、建設機械の稼働に伴う騒音レベルですけれども、こちらは予測と比べまして3地点で上回ってございます。また、計画地は環境確保条例の適用を受けない地区ですけれども、参考までに比較しますと、条例の勧告基準、80dB以下を1地点、計画地の東側で上回ってございます。

この上回った理由ですけれども、まず第1に、当初予定されていなかった第2期工事で行う予定だった外構工事を行っているということです。さらに、その外構工事のブレイカーが測定地点の近くで作業をしていた。また、東側ですが、不燃物処理センターが隣接しておりまして、仮囲いが設置できない状況であったということで、勧告基準を上回ってございます。

建設機械の稼働に伴う騒音レベルですけれども、こちらにつきましても全ての地点で予測を上回ってございます。理由としましては、騒音と同じで、当初予定していなかった第2期工事で行う外構工事を行ったためでございます。

続きまして、2番、土壌汚染についてですけれども、汚染状況調査ですが、砒素及びその化

合物が17区画、ふっ素及びその化合物は14区画で溶出量基準を超過しております。また、両物質とも溶出量基準を超過した地点が13区画ございました。

32ページをご覧ください。汚染状況調査の詳細についてですけれども、溶出量基準を超過した区画につきまして調査を実施した最大深度は10mでございます。この深度におきまして、砒素及びその化合物で11区画、ふっ素及びその化合物で6区画で溶出量基準を超過してございます。これらの調査結果により、汚染が確認された区画につきまして、形質変更時要届出区域と指定してございます。

続きまして、廃棄物です。今回、コンクリート塊の排出量が予測よりも相当上回ってございます。この理由ですけれども、実際のコンクリート躯体が想定よりも厚くできていたということで、解体量が増加したことで、コンクリート塊が上回ってございます。また、ガラスくず及び陶磁器くずのところをご覧くださいなのですが、再利用・再資源化率が15.4%と低くなってございます。この理由ですけれども、炉内の耐火レンガがあるために再資源化、再利用化ができなかったという状況でございます。

苦情についてはございません。

続きまして33ページ、「東京駅八重洲口開発事業」になります。これは東京駅八重洲口にあります大屋根グランルーフ等の事業でございます。事業の種類ですが、高層建築物の新築。こちらは、調査の区分は工事の完了後でございます。調査項目は、大気汚染、日影、電波障害、風環境、景観、廃棄物、温室効果ガスでございます。

大気汚染についてですけれども、地下駐車場からの排気に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度、熱源施設からの排気に伴う二酸化窒素の大気中における濃度、関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度ですが、いずれも予測を下回ってございます。

2番、日影についてですが、冬至日における日影の範囲等についてですけれども、冬至日の1時間以上日影の及ぶ範囲は、南棟及び北棟計画建築物から北西約420m、北東が420mの範囲ということで、予測と同程度となっております。

3番、電波障害についてですけれども、こちらにつきましては問い合わせの窓口を設置する。また、障害が発生した地域につきましては、CATVによる対策を実施して、特に問題は起きてございません。

続きまして34ページ、風環境についてです。こちらですが、周辺に新たに多くの中高層建築物がどんどん建てられてございます。そのため、周辺地域全体としても風が弱くなりまし

て、事後調査では、当初予測では領域AからB、またはAからBもしくはCへ変化するということがあったのですが、両地域とも領域Aに収まってございます。

続きまして、6番、廃棄物についてですが、廃棄物の発生量が4,306.9kg/年ということで、予測結果を下回ってございます。予測結果を下回った理由ですけれども、廃棄物の排出量を種類別に集計しまして、その原因等を把握することによって削減に努めている。また、テナント関係者への廃棄物抑制のための啓蒙活動を行うことにより、廃棄物の排出量を抑制してございます。

続きまして、7番、温室効果ガスについてですけれども、温室効果ガスの年間排出量が49,954t-CO<sub>2</sub>/年で、予測結果42,792t-CO<sub>2</sub>/年を上回ってございます。この上回った理由ですが、電気の使用に係るCO<sub>2</sub>の排出係数が震災後高くなったことにより多くなってございます。

温室効果ガスの削減量ですけれども、20,299t-CO<sub>2</sub>/年ということで予測結果を上回ってございます。

苦情についてはございません。

続きまして35ページ、「大井ふ頭その1・その2間埋立事業」についてです。こちらにつきましては、工事の施行中その2。調査項目ですが、大気汚染、水循環、生物・生態系、廃棄物でございます。

大気汚染。二酸化窒素と浮遊粒子状物質についてですが、いずれも予測を下回ってございます。下回った理由ですけれども、予測時と比較しましてバッググラウンド濃度が低かったためと考えてございます。

水循環についてですが、こちらにつきましては、埋立地の前面、後面で海水の交換がないことというのが予測になっているのですが、今回、現地調査をしたところ、城南野鳥橋を挟んだ東西の水域におきまして海水の交換はございませんでした。従いまして、埋め立てによる海水の停滞も認められないということで、特に影響はございません。

生物・生態系についてですが、事後調査で61種、2,397個体、評価書時点では54種、2,453個体ということで、確認数は事後調査のほうが多く、また確認個体数は評価書より少なかったですけれども、大きな違いは見られませんでした。

廃棄物についてです。伐採樹木伐採根の排出量が30m<sup>3</sup>ということで、こちらは予測を下回ってございます。これらにつきましては、発電燃料、あるいは堆肥として再資源化してございます。撤去鋼材の排出量が1,124tであり、これも予測結果を上回ってございます。この予測結果を上回った理由ですけれども、想定していた既存鋼材設置箇所以外にも、地中に既存

鋼材があったために量が増えてございます。こちらにつきましても、非鉄・製鉄材料として再資源化してございます。掘削土につきましては、今回10,010m<sup>3</sup>出ているのですが、こちらにつきましては埋戻し土として再利用しております。ということで、予測結果20m<sup>3</sup>を下回ってございます。

苦情についてですけれども、強風時に発生する砂ぼこりに関する苦情が計画地周辺事業所よりございました。散水車による散水の頻度を上げるなど対策を講じたところ、その後苦情は寄せられてございません。

続きまして36ページ、「東日本旅客鉄道中央本線（三鷹～立川間）連続立体交差化及び複々線化事業」についてでございます。こちらは鉄道の改良ということで、工事の施行中その7でございます。調査項目・事項ですが、大気汚染、騒音・振動、日照障害、電波障害、景観、史跡・文化財でございます。

大気汚染についてですが、これは随分前の環境影響評価ということで、現在と大気汚染等の予測手法が異なっております。まず、「自動車交通量（一般交通量及び工事用車両）」についてですけれども、一般交通量に対する工事用車両の割合ですが、0%～0.07%ということで、予測値0.05%～0.28%に対して下回ってございます。下回った理由ですけれども、調査時点では1期工事がもう最終年度ということで、軌道・電気工事及び建築工事が主で、工事用車両の走行台数が少なかったことが理由と考えられてございます。

踏切除却前後の自動車交通量による大気質への影響ですけれども、小金井街道踏切におきまして、踏切除却前後の一酸化炭素、二酸化窒素ですが、これは同程度でございました。国立踏切におけます踏切除却前後の調査結果ですが、一酸化炭素は同程度でしたが、二酸化窒素につきましては除却後のほうが高い結果となっております。

これにつきまして、周辺の常時監視測定局の測定結果を見てみますと、除却前後で同様の傾向があるということから、地域全体の濃度変化によるもので、自動車による排出ガスの影響ではないというふうに考えてございます。

続きまして、騒音・振動でございます。建設機械の稼働に伴う建設作業騒音については予測を下回ってございます。鉄道車両の走行に伴います鉄道騒音でございますが、こちらは鉄道騒音のピーク騒音レベルの調査結果は、1.2mの高さで46dB～80dB、3.5mの高さで46dB～83dBということで、一部の測定期間におきまして予測結果を上回ってございます。上回った理由ですけれども、駅近傍で加速・減速する車両があること。また、ポイント通過があることから、定常的な走行状態でないため騒音が大きくなったというふうに考えてございます。建設



機械の稼働に伴う建設作業騒音についてですが、こちらについては予測を下回ってございます。

鉄道車両の走行に伴います鉄道振動ですが、こちらも予測結果に対していずれも予測結果を大幅に下回ってございます。予測結果を大幅に下回った理由ですけれども、重量の軽い新型車両の導入、また弾性バラスト軌道の採用により、振動レベルが低減したものと考えてございます。

日照障害についてですが、東小金井駅付近についてですが、こちらが予測と比べて少し高い位置にあり形状が異なってございます。これは駅舎の高さが予測条件よりも1m高くなったこと、それと駅舎の形状がより具体化したことによりまして、日照線の位置が少しずれておりますが、おおむね同じ位置となっております。

続きまして、景観についてでございます。38ページに行きます。眺望地点ですが、駅部について駅の形状が予測結果と異なっておりますが、高架構造物等からなる景観要素に大きな違いはございません。また、透明板の採用、部分的に吹き抜け構造を採用することによりまして、眺望の変化の程度を低減してございます。

苦情についてですけれども、建設作業に伴う苦情、粉じんについて2件、騒音について7件、振動について3件ございました。防じん・防音シートを設けるなどの対策を講じるとともに、苦情者の方に工事方法等を説明して、御理解を得てございます。日照障害に関する苦情が1件ありまして、これにつきましては事業内容の説明を行い、理解を得られるよう、現在対応中でございます。

電波障害につきましては、タワークレーンの稼働時にテレビの映りが悪くなるという苦情が1件ありました。受信確認を行いまして、作業状況を説明して、御理解を得ているという状況でございます。

続きまして39ページ、「杉並清掃工場建替事業」でございます。こちらが工事の施行中その2。調査項目ですが、騒音・振動、土壌汚染、廃棄物でございます。

騒音・振動。建設機械の稼働に伴う騒音レベルにつきまして、騒音レベルの最大値が59dB～73dBということで、予測結果を上回る地点もございました。こちらですが、C1地点で予測を上回っているのですが、その原因としまして、全覆いテントの壁面の解体中であり、その音により高くなったと考えられます。土工事（山留め）の騒音レベルの最大値は63dB～76dBということで、予測結果はこちらも上回る地点がございました。C2地点で予測を上回っているのですが、この原因としましては、当初予測していなかった土壌汚染対策工事の掘削作業

が行われていたために、予測を上回っております。

建設機械の稼働に伴う振動レベルですけれども、こちらは準備作業の騒音レベルは予測結果と同程度、または下回っております。また、土工事（山留め）の振動レベルにつきましても、同程度または下回っております。

2番、土壤汚染についてです。こちらは、ふっ素及びその化合物が9区画、砒素及びその化合物は5区画で、汚染土壤処理基準（溶出量）を超過しております。また、鉛及びその化合物が1区画で、含有量で基準を超過しております。

この汚染土壤処理基準を超過したものにつきましては、土壤汚染対策法に基づきます形質変更時要届出区域に指定されておまして、こちらについては汚染土壤の掘削除去を行い、法に基づき汚染土壤処理施設のほうへ適切に搬出して処理をしております。

続きまして、廃棄物についてですが、廃棄物の発生量につきましては、まだ施工中の段階ということで、単純に比較はできないのですけれども、コンクリート塊、金属くず、木くず、紙くず、繊維くず、建設発生土で再資源化率100%となっております。

この中で、その他がれき類について、予測結果と比べまして、累計のところをご覧いただきたいのですが、3,357tというふうに大きくなってございますが、こちらにつきましては、要はコンクリート等の中でなかなか分別できないものがあつたために、こちらのほうの量が増えているという状況でございます。

苦情につきまして、騒音に関する苦情が2件、振動に関する苦情が2件ございました。騒音についての1件ですが、作業時間延長の連絡が苦情者のほうに行っていなかったということで、それにつきましてお詫びを入れまして、御説明して御理解をいただいております。また、もう1件ですが、コンクリート部のカッター入れ作業時におきまして、機器の移動時に発生した音であることを確認しております。移動時にはカッターの回転を止めて音の低減対策を講じて、苦情者に御説明して、御理解を得てございます。

振動に関する苦情は2件ですが、こちらにつきましては、振動の状況を確認しまして、工事状況を説明し、御理解を得てございます。

続きまして41ページ、「京成電鉄押上線（押上駅～八広駅間）立体交差事業」でございます。こちら事業の種類が鉄道の改良ということで、工事の施行中その2。調査項目は、騒音・振動の1項目でございます。

騒音。建設機械の稼働に伴う建設作業騒音ですけれども、こちらが事後調査結果が71dB～79dBということで、予測結果76dB～83dBと同程度または下回っております。予測結果を下

回った理由ですが、予測条件で設定した機種よりも小型でさらに低騒音型の機械を採用して  
ございます。また、コンクリートブレーカーを手持ちタイプにしまして、コンクリートブレ  
ーカーを使う場所で、防音シート等をかぶせた中で作業をしたということで、騒音が小さく  
なっております。

振動についてですが、建設機械の稼働に伴う建設作業振動ですけれども、こちらにつきま  
しては、予測結果及び環境確保条例の勧告基準を下回っております。

苦情についてですけれども、騒音に関する苦情は1件寄せられてございます。こちらについ  
ては、夜間作業がうるさいという苦情でした。やはり鉄道工事ということで、どうしても夜  
間作業をせざるを得ないということで、工事内容の説明、それと夜間作業の必要性などを御  
説明して、御理解を得てございます。

事後調査報告については以上になります。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、続きまして42ページ以降、変更届でございます。  
まず、「臨海部幹線道路建設事業及び臨海部開発土地地区画整理事業」ということで、規模の  
ところに記載がありますとおり、臨海部の5路線、放射34号線、環状2号線、補助314号線、315  
号線、高速晴海線の5路線でございます。

完成予定は平成29年度となっております。

今回の変更ですけれども、この5路線のうち3路線。補助314号線と315号線と高速晴海線。  
まず補助314号線と315号線につきましては、隣接する道路工事が遅れてしまっていて、それ  
に伴う工程を見直しまして、事業予定期間を変更するものでございます。

高速晴海線につきましては、東日本大震災後に設計基準が改訂されたことから、新たな基  
準に基づく橋脚構造の見直し等の検討に時間を要したということで、検討のほうにかなり時  
間を要したのですけれども、実際に再検討した結果、構造や工法等についてはほとんど変更  
がないということでございます。そういったことで、事業予定期間のみを変更するというも  
のでございます。

変更内容ですけれども、事業期間が補助314号線、315号線は終了が平成26年度から平成27  
年度に、晴海線については平成27年度から平成29年度に変更になってございます。完成予定  
につきましても同様に、平成26年度から平成27年度、平成27年度から平成29年度に変更とな  
ってございます。

見直し結果ですけれども、事業計画の変更は事業期間の変更であって、道路の構造及び工  
法等の予測条件に変更はないことから、予測・評価の見直しは行わないとしてございます。

続きまして43ページ、「中野西土地区画整理事業」でございます。こちらは八王子市施行の土地区画整理事業でございます、平成10年度から平成41年度までというちょっと長い期間の区画整理となっております。

変更理由につきましては、事業地区の東端部、第1工区のまだ初めの段階なのですけれども、前半区域の事業実施に伴って換地の詳細設計を行った結果、道路、公園の一部について位置の変更を行い、また、事業の実施に当たって権利者との調整や事業計画変更に時間を要したため、施行期間の変更を行うということでございます。

変更内容につきましては、規模につきましては記載のとおり、ほとんど変更がないということでございます。

事業工程につきましては、第1工区が平成17～29年度から平成17～36年度ということで、7カ年延伸。第2工区は、平成27～35年度から時期がずれて、工期の延伸はなく、平成35～38年度。第3工区は変更なく平成34～40年度となっております。

見直し結果ですけれども、事業計画の変更は地区東端部のごく一部であり、施工規模や施行方法等の予測条件に変更はないことから、予測・評価の見直しは行わないとしてございます。

おめくりいただいて44ページ、「株式会社昭和石材工業所古里鉱業所採掘区域拡張事業」でございます。こちらは、奥多摩町のほうにおいて石等を採掘する事業になってございます。

変更理由ですけれども、近年まで建設事業の減少に伴って、当初の事業計画より年間にとる量が少ない量で行ってきたので、事業の進捗に遅れが生じている。そのため、もともと評価書の作成のときは2,800,000 t年間採るとしていたのですけれども、それ以上は採らないと。2,800,000 t以下という前提で工程を見直して、採取期間を変更するものでございます。

変更内容につきましては、採取期間を20年間から30年間に変更する。期間を、平成8～28年を平成8～38年に変更するというものでございます。

見直し結果ですけれども、事業計画の変更は採取期間の変更であり、予測条件の変更はないことから、予測・評価の見直しは行わないとしてございます。

それから、45ページ、「二子玉川東地区第一種市街地再開発事業及び東京都市計画道路幹線街路補助線街路第125号線建設事業」でございます。

こちらは、二子玉川駅の東側の再開発をかなり長い間やっておりますけれども、ほぼ終わりに近づいているということで、二子玉川駅東地区の再開発につきましては平成27年度に終わる予定でございます。それから、補助第125号につきましては平成23年度にもう既に終わっ

ておりまして、供用済みでございます。

変更理由は、建設業界の人手不足により、ホテルの内装及び一部外構工事が遅延したため、工事期間を3ヶ月程度延長するというものでございます。

変更内容は、工期が118ヶ月から121ヶ月に3ヶ月延びるというもののみでございます。

今回の変更において、工事予定期間が3ヶ月延びるだけですので、予測・評価の見直しは行わないとしてございます。

○佐藤アセスメント担当課長 続きまして46ページ、「福生都市計画事業羽村駅西口土地地区画整理事業」でございます。

事業の種類ですが、土地地区画整理事業ということで、変更の理由ですが、土地利用計画等につきまして、換地調整を踏まえた道路等の公共施設の配置の見直しをしたため、土地利用計画、道路交通計画、公園緑地計画、造成計画を変更してございます。

施工計画についてですが、工事の進捗状況を踏まえた工程に見直したため、変更となっております。

変更内容、土地利用計画等ですが、上の表をご覧ください。公共用地のところですが、道路が125,296㎡ということで、1,369㎡ほど増えてございます。また、公園・緑地も19,990㎡ということで、1,659㎡増えてございます。それに対しまして、宅地ですが、住宅系が225,792㎡ということで、3,366㎡減少してございます。住宅系を減らして、公園・道路を広げているというのが計画の内容でございます。

下の表ですが、これが造成計画の土工量になります。変更前ですが、盛土がなく切土だけで、こちらは切土量が90,000㎡ということで、これを全て事業地外に搬出する予定でしたが、一応変更後では切土をあわせて盛土を行うということで、切土の部分を一部盛土のほうに回すということで、場外に搬出量が52,744㎡ということで、当初予定よりも37,256㎡減ってございます。

施工計画の変更ですけれども、こちらは平成19年度から第1工区について着手しているのですが、その後なかなか進んでいないという状況でございます。平成27年度から32年度の6年間におきまして、第1工区も含めました全4工区の工事を集中的に行って進めていくという変更でございます。

「環境影響評価項目の再評価（見直し）の結果」ですけれども、施工計画の見直しに伴いまして、騒音・振動の各項目について予測・評価の見直しを行いました。騒音・振動につきましては、追加される整地工の建設作業機械の稼働台数は変更しますけれども、予測結果は

変更前と同程度であり、評価の結論は変わってございません。

続きまして47ページ、「是政橋及び関連道路建設事業」についてです。こちらは道路の改築についてでございます。

変更の内容については、工期の変更ということでございます。

変更の理由ですが、橋梁取付部の工事の一部が稲城市が実施する土地区画整理事業やJR南武線の連続立体交差事業との工程調整に時間を要したために延長になってございます。

変更の内容ですが、工事の終了が平成26年度でしたが、これが平成27年度になってございます。それに合わせまして、供用開始が平成26年度から平成28年度に変更になってございます。

「再評価（見直し）の結果」ですけれども、今回の変更において、工事期間と工事完了年度は変わりますが、工法・規模等に変更はないため、予測・評価の見直しは行ってございません。

続きまして、「調布都市計画道路3・2・6号調布保谷線 三鷹都市計画道路3・2・6号調布保谷線（調布市富士見町～三鷹市野崎間）建設事業」についてです。こちらにつきましては、昨年度の2月の総会で事後調査報告を報告した案件ですが、そのときに平成19年のちょっと古いものを報告している案件でございます。これにつきましても、相当提出が遅れているものでございます。

こちらの変更理由ですが、工期の変更ということで、変更の理由ですが、用地取得を進める中で、移転先の選定、対象者の高齢化及び引っ越しによる学校・学区等の変更など、権利者の不安解消、そういうものに時間を要したということで、用地取得に時間がかかってございます。そのため、工事期間ですが、平成20年度までだったものが平成27年度に変更してございます。こちらについては、前回の塩漬け案件の洗い出しの際に判明した案件でございます。その後、督促をかけましてやっと出てきたという状況でございます。こちらについて、供用開始が平成20年度の予定が平成28年度に変わってございます。

再評価、予測の見直しですけれども、こちらにつきましては、工事期間及び完成年度は変わりますけれども、工法・規模等に変更はないため、予測・評価の見直しは行ってございません。

続きまして、「西東京都市計画道路3・2・6号調布保谷線（西東京市東伏見～北町間）建設事業」についてです。これにつきましても、変更内容が工期の変更でございます。こちらにつきましても理由は、先ほどの道路案件と同じで、用地取得に時間を要したためでございます。

変更内容ですが、工事期間、平成15年度～平成26年度が平成15年度～平成29年度に変更、供用開始も平成26年度から平成30年度に変更になってございます。

こちらにつきましても、工法・規模等に変更はないため、予測・評価の見直しは行ってございません。

続きまして、「三鷹都市計画道路3・2・6号調布保谷線 武蔵野都市計画道路3・3・6号調布保谷線（三鷹市野崎～武蔵野市関前間）建設事業」です。こちらについても、工期の延長の変更になります。

変更の理由ですが、これも同じで、用地取得に時間を要したためということで、変更内容ですが、工事期間が平成17年度～平成26年度が平成17年度～平成30年度に延長されてございます。供用開始ですが、平成26年度から平成31年度に変更になってございます。

再評価、予測の結果ですが、これにつきましても、工事期間、完成年度は変わりますけれども、工法・規模等に変更はないため、予測・評価の見直しは行ってございません。

続きまして、「東京急行電鉄東横線（渋谷駅～代官山駅間）地下化事業」でございまして。こちらの変更内容も工期の延長でございまして。

変更の主な理由ですけれども、JR山手線の交差部付近の旧東横線の高架橋の撤去につきまして、JRの安全確保を優先させながら、協議や工事を行っていたことから、工事が遅れてございます。

そのため、変更の内容ですけれども、変更前、工事期間が平成16年度～平成26年度でしたが、平成16年度～平成28年度に変わってございます。

再評価（見直し）の結果ですけれども、これも工事期間は変わりますが、工法・規模等に変更はないため、予測・評価の見直しは行ってございません。

続きまして52ページ、最後になりますが、「豊洲新市場建設事業」の変更でございまして。

変更の内容ですが、1つ目が建築計画等の変更ということで、建物の高さ及び配置の変更、また外構の工期を変更してございます。

これにつきましては、各街区にある建物ですが、4階が5階になったり、あるいは7階が5階になったりと、多少高さが変わってございます。ただ、建物全体の最高高さは42mということで変更はございません。また、各街区につきましても最高の高さについてはほぼ変更はないという状況でございまして。

また、外構の工事につきまして、これが当初今年度中に全部工事が終わる予定だったのですが、平成28年度まで工事が食い込むということで、工事予定期間も平成28年度に変更にな

っております。

2つ目としまして、エネルギー計画の変更ということで、地域冷暖房の想定エネルギー使用量を変更しております。こちらが当初予定は99,800GJ/年、これが105,600 GJ/年に変更になっております。

これらについての変更の理由ですけれども、建築計画等につきましては、関係機関との協議の結果及び設計の進捗によるものでございます。また、地域冷暖房の使用量につきましては、当初冷房、空調対象エリア外でありました事務所の廊下と場内搬送車用の通路も空調エリアに入れたために、地域冷暖房の想定エネルギーが増加しております。ただ、新たな空調機器を設置するわけではございません。

再評価の結果ですけれども、環境影響評価の対象としましては、14項目のうち、日影、風環境、景観、温室効果ガスについて予測・評価の見直しを行っております。

日影についてですけれども、ここは日影規制の対象となる地域ではないのですけれども、4街区、これは5街区の隣にある地域外の街区になりますが、こちらの一部に1～2時間の日影が及びます。これは計画の変更前と同様の結果でございます。従いまして、評価の結論は変わってございません。

風環境についてですけれども、変更後において、許容されるランクを超える地点が9地点ございます。本来、A、BランクであるべきものがCになっているようなものが9地点ほどございます。こちらも変更前も9地点ということで変わってございません。これらのランクを超える地域につきましては、関係機関との協議の上、防風対策を検討するというので、評価の結論は変わってございません。

景観についてですけれども、全体の最高高さは、先ほども御説明しましたが、41mということで変わってございません。また、5街区、6街区の最低高さが17mから21mに変わっておりますが、大きな変化はないということで、景観について評価の結論は変わってございません。

温室効果ガスについてですけれども、地域冷暖房の想定使用量の増加、それと二酸化炭素排出量の原単位の変更に伴いまして、二酸化炭素排出量は増加しておりますが、法令に示された事業者の責務と及び対策を実施していくことから、評価の結論には変わりはありませんという結果でございます。

受理報告については以上です。

○小島審議会会長 どうもありがとうございます。一括して全部御説明いたしましたので、どこからでも結構ですが、御意見、御質問等がありましたら、どうぞ。



○中杉委員 八重洲の開発事業の話ですが、風環境のところですが、アセスでは風環境は強くなるほうを一生懸命議論することになるのが多いのですけれども、ここでは弱くなったということなので、アセスとしてはそれで結構だと思うのですが、海陸風の通り道を妨げているという話がよく問題になっていて、あそこら辺は通り抜けができるようにしようということで、2つに分けたというのもその理由だろうというふうに理解をしているのですが、結果として、Bがよそへ行くよりもAになってしまったというのは、逆にその効果が出ていないというふうに解釈されるのかなと思うので、そこら辺はどういうふうに評価をしておられるのでしょうか。

○佐藤アセスメント担当課長 確かに、今、中杉委員がおっしゃったように、ここはちょうど皇居のほうに向けて風が通る道の部分で、一応ツインタワーという構造にしていますが、御説明しましたが、この建物以外にこの近辺に高層ビルが現在結構建っております。その影響で全体的にこの地区の風が穏やかになったというふうに考えております。

○小島審議会会長 ありがとうございます。ほかにございますか。どうぞ。

○片谷第一部会長 時間が大分押していますので手短かに申し上げますが、イオンの東久留米の事後調査報告書を見まして、これは非常に環境影響が懸念された案件でありますけれども、都民の意見を聴く会でも極めて多くの方が意見を述べられて、朝から夜までかかったという案件でありまして、いろいろ懸念はあったのですが、この報告を見る限り、まだ私は完成後に現地に行っていないのですけれども、かなり環境配慮の保全措置の効果が見られている案件だと言ってよろしいかと思しますので、これは環境保全措置が効果を発揮した、かなりうまくいった事例として、こういうショッピングセンターの案件は、今も動いていますし、これからもまた出てきますので、そういうところで十分こういうのを参考にさせていただくように、今動いている、あるいは今後発生する事業の事業者さんにこういう資料を提供して指導するようにお願いしたいと思います。

一方で、JRの中央線、事後報告の中で気になったのは、私は騒音専門ではないですが、駅の近くで加減速をしたり、ポイントを通過したりすることによる影響で予測を上回ったというのは、駅はもともと位置が決まっているわけですから、当然本来予測されてなければならない話で、それが事後調査で合わなかった理由に平然と書かれているのは少し違和感があります。

この案件のアセスをやり直せというわけにはいかないのですけれども、今後、鉄道事業が発生した場合には当然同じようなことが起こり得ることですので、これはうまくいかなかった

たというか、適切に予測できなかつた例ということで、これを他山の石にさせていただくようなことを今後の指導に反映させていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○小島審議会会長 どうもありがとうございました。ほかに御意見、御質問をどうぞ。

○羽染委員 私もイオン東久留米の関係でお尋ねしたいのですけれども、25ページに工事完了後その1と書いてあるのですが、私が懸念しているのは27ページの8の廃棄物に関してですが、資源化率100%であった、サーマルリサイクルとマテリアルリサイクルをそれぞれ分けて予測されているというのは良いことだと思うのですけれども、ただ、その下のほうに理由が書いてあって、デリカに特化した商品展開をやっているとか、オープン直後の1年であり、需要量を多目に見積もったということは、廃棄物、マテリアルリサイクルできないもの多くて、サーマルに回ったというような判断が推測されるのですが、その1ですから、今後断面的にはその2、その3と出てくるのかどうかということを教えていただきたいということで、もし出てこないのであれば、例えば環境管理計画とか、自主的な計画の中で、サーマルのリサイクル量とマテリアルリサイクル量の比率をトレンドでつかまえていただきたいなということです。

以上です。

○宇山アセスメント担当課長 廃棄物につきましては完了後のその1で報告するというところで、その2、その3について廃棄物は報告の予定はございませんので、先生が言われたような、なるべくマテリアルで使ったほうが良いという御指摘だと思いますので、その点については確認して、できる限りしっかり分別をすることでそのまま使える可能性が高くなると思いますので、そういったことを伝えてまいりたいと思います。

○小島審議会会長 ありがとうございます。ほかにございますか。

○谷川委員 2点あるのですが、1つ目が、細かな話ですが、中央環状品川線のところで、資料の47ページに表の3-3があるのですけれども、こちらは建設副産物について100%再利用ということなのでも、その表の3-3の一番下のほうに、再生できないものというのがあったように書いてあって、そこについては何ら定量的なことは書いてないものですから、やはり適正処理に回ったものもこういう事後調査ではしっかり書いていただきたいということが1点目です。

2つ目は、今度は土壤汚染のほうにかかわってくるのですけれども、杉並の清掃工場と大田の清掃工場で土壤汚染の問題が出て、それはきちんと対応されているから、それはそれでよろしいかと思うのですけれども、その原因を考えていかないと、今後建て替えが東京都内の

ほうでも清掃工場は出てきますので、それとの対応を考えて、なぜそういうところで汚染土壌が出てきたのかということも、きちんと考えられているとは思いますが、今後のアセスを行う意味で、この中でもきちんと整理しておいたほうがよろしいかなということです。

以上2点です。

○小島審議会会長 ありがとうございます。どうぞ。

○宇山アセスメント担当課長 中央環状品川線のほうは、汚泥についてごくわずか再利用できないものが本当に小数点以下であったということで、四捨五入してしまうと100%になるということでこのように記載してありますけれども、若干分かりにくいかと思しますので、今後もうちょっと分かりやすく書くように努めていきたいと思えます。

○佐藤アセスメント担当課長 杉並と大田の清掃工場の土壌汚染の部分についてですけれども、これにつきましては原因等につきましても事業者のほうにちゃんと確認してくるようにいたします。

○小島審議会会長 ありがとうございます。では、そのような対処をよろしくお願いします。ほかに。どうぞ。

○小堀委員 18ページの大手町一丁目2地区の開発事業の景観のところ、19ページの真ん中になりますが、これはこの案件だけでなく、ほかにも一般的な話として、植栽をした樹木の圧迫感軽減のための方策について記述をしてくださいということで、評価書の記載内容としては、デザインを変更するというようなことで、開放的で空間を創出するというものになっているのですが、緑というのは植えたら必ず育ち過ぎて、今度は育ち過ぎた緑の困った点というのも出てくるのですね。ですから、建物をつくったというのと、やはりこの緑の場合にはだんだん変化をしていく、遷移もしていくというので、やはりそこら辺の植栽管理の方法というのを書いていないと、つくっておしまいと、そのときの評価だけでデザインはこうというだけではちょっといかがなものかなと思えます。

一方で、植栽をして樹冠が形成されることによって、ヒートアイランドの軽減というので、このごろ温暖化の適応策というようなことでもそういう方策が考えられていて、一方ではそういうメリットもあるのです。

そんなことで、緑の問題というのは、さっき言ったようにいい面と困る面、それは場所によっても違うのですが、そこら辺の総合的な評価と、それから変化をしていくという性質があるので、そこら辺に対する管理を、従来は植栽管理だけだったかもしれませんが、今後はやはりもうちょっと広いエリアでの生態的管理の中での位置づけ、そういうようなこともア

セスの中で考えていく必要があるのかなというので、これは私の意見になりますが、以上です。

○小島審議会会長 ありがとうございました。ほかにございますか。

それでは、ほかにないようですので、これで一応受理報告については終わらせていただきます。

全体的に何か御意見はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、長い時間、どうもありがとうございました。これで終わりにします。傍聴の方は退場をよろしくお願ひします。

(傍聴人退場)

(午後0時10分閉会)